

《全 文》

【文献番号】 2 5 4 9 9 3 4 8

国家賠償請求事件
東京地方裁判所平成24年(ワ)第10372号
平成24年12月18日民事第43部判決
口頭弁論終結日 平成24年11月20日

判 決

原告 A
被告 東京都
同代表者知事代理副知事 B
同指定代理人 C
同 D
同 E
同 F

主 文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、30万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、警視庁池袋警察署（以下「池袋署」という。）池袋駅東口交番（以下「本件交番」という。）勤務の警察官により、何ら不審な点がないにもかかわらず職務質問されて本件交番へ同行され、その後、所持品検査をされたため、プライバシー権が侵害されたなどと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案である。

1 原告の主張

(1) 原告が、平成22年4月第4週の平日（おそらくは22日か23日）の午後11時頃、本件交番前付近を歩いていると、30歳代後半から40歳代の比較的背の高い女性警察官（後にGと名乗る。）が、原告に声を掛け、本件交番に誘導しようとした。原告は、従わないと無理に連行されるという印象を持ったため、その場では指示に従うこととした。

(2) 原告は、本件交番において、40歳代から50歳代くらいの男性警察官及び前記女性警察官から、住所等を聞かれた。

その後、40歳代後半から50歳代の男性警察官が、従わなければ身柄を拘束して取り調べるといような威圧的な態度を取り、原告のバックの中身の荷物を全て強引に出させ（荷物を出したのは原告である。警察官自ら荷物に触れなかったのは、恐らくは自らの保身のために指紋等が付かないようにという考えであったと思われる。）、どのような物が入っているか調べた。

上記男性警察官は、荷物の中のカッターナイフに関心があったらしく、勝手にカッターナイフを手に取り、刃の長さを測るなどした。そして、前記女性警察官と、カッターナイフの刃を自らの力で意図的に全部露出させ、6センチうんぬんなどと会話していた（カッターナイフの刃は、バックの中に入っていたときの状態では、刃は全く出ていなかった。）。)

原告に直面して左寄りに座っていた50歳代と思われる男性警察官は、正当な理由なくしてカッターナイフを持っていると犯罪になる旨を原告に伝えた。

(3) さらに、Hという恐らくは20歳代の身長175センチくらいの男性警察官が、前記女性警察官に呼ばれて本件交番内に入ってきて、原告の着衣の外から手で身体検査を行った。

(4) 原告は、終電の時間が迫っている旨を何度も話して、その場を立ち去った。警察官らから謝罪の言葉は全くなかった。

(5) 原告に何ら不審と思われるような合理的な理由はなく、警察官らの行為は原告のプライバシー等を侵害し、原告の名誉を毀損するとともに、原告に精神的損害を与えた。

2 被告の主張

(1) 平成22年4月21日（以下「本件当日」という。）から翌22日にかけて、本件交番で、女性警察官であるJ巡查部長（同人の本件当日当時の姓がGである。以下「G巡查部長」という。）が勤務していたことは認める。

本件当日、本件交番にHという姓の警察官がいたことは否認する。本件当日当時、池袋署にHという姓の警察官は在籍していない。

現時点における被告による調査結果では、本件当日、本件交番において原告を取り扱った事実は確認できない。

(2) 仮に、原告の主張を前提としても、警察官の取扱いが国家賠償法上違法と評価される余地はない。

3 争点

本件の争点は、原告が主張する職務質問、任意同行及び所持品検査（以下、順に「本件職務質問」、「本件任意同行」、「本件所持品検査」という。）が国賠法上違法と評価されるか否かである。

第3 当裁判所の判断

1 警察の責務について定めた警察法2条1項の趣旨に照らすと、警察官による職務質問、任意同行及び所持品検査は、警察官職務執行法2条1項の要件を満たさない場合においても、一切許されないわけではなく、相手方の任意の協力を求める形で行われ、相手方の自由を不当に制約することにならない方法、態様で

行われる限り、適法なものと解される。

これを本件についてみると、原告の主張によっても、原告は、警察官の呼び掛けに応じ、その指示に従って自らの意思で本件交番に移動した上、バックの中の荷物を自ら出したというのであり、その過程において、警察官による何らかの有形力の行使があったことをうかがわせるような主張はない。この点、原告は、「従わないと無理に連行されるという印象を持った」、「従わなければ身柄を拘束して取り調べというような威圧的な態度を取り」などと主張するが、警察官がいかなる態度をとったのかに関する具体的な主張はなく、原告提出の証拠を併せ検討しても、原告の自由を不当に制約するような取扱いがされたものとはうかがわれない。そうすると、本件職務質問、本件任意同行及び本件所持品検査は、原告の任意の協力を求める形で行われたものとみるのが相当である。

2 原告は、警察官が荷物の中のカッターナイフを無断で手に取り、刃の長さを測るなどしたと主張する。しかしながら、カッターナイフは、用法によっては凶器となり得るものであるから、警察官が発見されたカッターナイフについて殺傷能力を備えているか、銃砲刀剣類所持等取締法で正当な理由による場合を除き携帯が禁止されている刃物に該当するか否かを確認することは、警察官として当然の責務であって、原告の承諾を得ずにカッターナイフの刃の長さを計測したとしても、違法とみることはいえない。

3 また、原告は、警察官が原告の着衣の外から手で身体検査をしたと主張する。しかしながら、原告のバックの中からカッターナイフが発見されたという状況の下で、警察官が原告の着衣の外から手で軽く触れ、他に刃物を所持していないか否かを確認したとしても、違法とまではいえない。

4 以上によれば、本件職務質問、本件任意同行及び本件所持品検査は、国賠法上違法と評価することはできない。

5 よって、原告の請求は、理由がない。

東京地方裁判所民事第43部

裁判官 鎌野真敬